「転出・転入手続のワンストップ化に係る転入届」の様式(案)

令和3年6月29日

「転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入の転入届」様式統一に関する論点(その1)

●前提

- 現行法令に基づく紙様式運用をベースに策定する。
- 住民記録システムから原則当該様式を出力することとする。
- 様式指定の範囲は、「転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入の転入届」様式のみとする。

• 核式指定の配囲は、「転山・転入士統のフノストップ16に行う特別転入の転入庙」様式のみと9つ。										
#	論点	対応方針	考え方・理由							
1	様式のサイズ・形式は どのように規定するか。	• A43コサイズとする。	• 自治体職員が確認作業をする際の使い やすさや自治体で現在採用されている転 入届様式例を踏まえ、A43コサイズとする。							
2	後続業務の連携をどのようにおこなうか。	 様式として標準化する部分は1枚目のみとし、1枚目の余白に自治体ごとに自由記載欄を設定できることとする。 後続業務連携用の用紙として、国保・介護などに共通している情報のみ印字できることとし、当該共通記載以外の余白に自治体ごとに自由に欄を設定できることとする。 後続業務連携に利用していない団体も考慮し、後続業務連携用の用紙の利用は自治体任意とする。 	 後続業務に情報を連携している自治体が多く存在したため、連携に使用し得る箇所を余白として設けた。 複写式などで、紙そのものを使って後続業務に連携している自治体を考慮し、後続業務連携用として転出届とは別の帳票を出力できる形式とする。 							
3	届出人の署名は1か 所のみとするか。	• 届出人の署名は1枚目の紙のみとし、 複数枚の利用を前提とする場合に は、2枚目以降の内容についても確 認したことを自署により担保する。	• 届出人の負担軽減を考慮し、複数枚へ の署名は避ける。							

「転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入の転入届」様式統一に関する論点(その2)

#	論点	対応方針	考え方・理由
4	総合窓口システムを 利用している団体に ついても、住民記録シ ステムにおいて本帳票 利用を強制するか。	 住民記録システムとしては当該様式の利用を求めることとなるが、総合窓口システムは仕様書の対象外であることから、当該様式の利用を求めることとはならない。 	本様式は住民記録システムの標準仕様としての定義であり、対象外システムの利用を制限するものでは無いため。
5	転入届記載事項の 訂正運用をどのように 規定するか。	・本人からの申出により転出証明書情報の訂正を要する場合、自治体は申出事項の事実を確認する。・自治体は、事実を確認した上で、住民記録システムに仮登録されている内容を修正し、審査後に本登録とする。	 転入地市町村が転出地市町村から受け取った転出証明書情報は、住民記録システムへ仮登録状態として登録されている。 訂正の申し出があった場合には、自治体として当該申し出の中身を精査した上で、住民記録システムに仮登録されている内容を訂正する。

転入届(メイン用紙)

■凡例

赤字:届出人記載 青字:システム印字

【新様式のポイント①】

当該箇所への署名で届出人の確認証跡とする。

※2枚目以降も当該署名で確認したこととする。

届出日	異動日	(あて先)	住基法	よ第	524条の2第	第3項の規2	定に下記	己内容および添					忍しました。		
令和 3 年 6	月18日 令和 3 年6月1				知がされた			名	田	中有	乞子				
東京都千代田区霞が関2- 中央合同庁舎第2号館		雪が関2−1−2	が関2-1-2		たらしい世帯主	タナカ	タナカ タロウ		↑ □本人 □世帯主 □世帯員 【代理人(関係: 子)						
						田中太郎		連絡先口	(012 - 345 - 6789				3 <i>9</i>)		
	東京都新宿区若松町19-1 代理人の住所[旧(現)住所で同じ世帯の場合は不要]														
いままでの住所	東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館10階														
No	異動する(した)人の氏名	生年月日	性別続	· 洒	国籍•地域	在留資格	在留力	コード等の番号	個人 番号	国保	後期高齢	介護保険	児童手当		
NO.		住民票コード			法第30条の45に規定する区分	在留期間等	間の満了の日	カード	国民年金	基礎年金番号					
フリ カ´ナ	タナカ タロウ	昭和20年7月15日	男	5 -						有	-	有	有	-	
1	田中 太郎	0 1 2 3 4 5 6 7 8	90世帯	土		年 月	年	月	日	(#)	-			## ### ### ### ### #### ##############	
7 ¹ / ₃ , +	タナカ ハルコ	昭和35年4月30日	女							有	有	-	有	-	
2	2 田中 春子		90			年 月	年	月	日	無	任 1	1111	1 1 1	1 1 1	
7 ¹ / ₂ / ₃ / +	タナカ イチロウ	昭和50年6月1日	男子						11 11	有	-	-	-	有	
3	田中 一郎	2 1 2 3 4 5 6 7 8	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			年 月	年	月	日	無	-				
⁷¹ タナ	カ ヘレン ルイーズ	1978 年 12 月 22 日	女	、书	UNITED KINGDOM	日本人の配偶者等	A B 1 2 3	4 5 6 7	8 C D	有	-	-	-	-	
4 田中	HELEN LOISE	3 1 2 3 4 5 6 7 8	90 子の	安	中長期在留者	5年 2月	2023 年	8 月 3	31 目	(#)	-				
7 ¹ / ₃ / ₇ +	タナカ カズオ	昭和52年 10月 19日	男子	<u>.</u>					***************************************	有	有	-	有	-	
5	田中 一夫	4 1 2 3 4 5 6 7 8	1 *			年 月	年	月	日	無	1号 2	2 2 2 2	2 2 2	2 2 2	

●記載事項に関する基本的な考え方

- 法令に基づき、届出が必要な項目を様式化(事務処理要領を参照)。
- 転出証明書情報により、転入地市町村へ引き継がれる内容はシステム印字を行う。
- その他各自治体において必要な項目については余白に欄を設ける。

【新様式のポイント②】

余白を残し、当該欄において用紙上で自治 体ごとに自由に項目を設定できることとする。 ※利用想定 職員の手書き記載事項など

転入届(改ページ:6人以上世帯員がいるケース)

(あて先) 住基法第24条の2第3項の規定に 千代田区長 基づく通知がされた場合の転入届

No.	田科ナスリナントのに々	生年月日	性別	6 ± +∓	国籍•地域	在留資	格	在留カード等の番号	個人番号	国保	後期高齢	介護保険	児童手当
No.	異動する(した)人の氏名	住民票コード		- 続柄	法第30条の45に規定する区分	在留期間	等	在留期間の満了の日	番号	国民年金	基礎	差年金番号	
カナ	タナカ タイチ	平成12年 5 月 10 日	男	子の子					有	-	_	-	-
6	田中 太一	5 1 2 3 4 5 6 7 8	9 0			年	月	年 月 日	無	1号 3	3 3 3	3 3 3	3 3 3
フリ カ [*] ナ	タナカ ナツミ	平成21年 2月28日	女	子の子					有	-	-	-	-
7	田中 夏美	6 1 2 3 4 5 6 7 8	9 0			年	月	年 月 日	無	-			
フリ カ [*] ナ		年 月 日							有				
8						年	月	年 月 日	無				
フリ カ´ナ		年 月 日							有				
9						年	月	年 月 日	無				
フリ カ´ナ	_	年 月 日							有				
10						年	月	年 月 日	無				

【新様式のポイント③】 6人以上世帯員がいる場合は2 枚目以降に改ページとする。

後続業務連携用(メイン用紙)



【新様式のポイント④】

後続業務連携用の様式においては、用途も自治体ごとに設定できることとする。

【新様式のポイント⑤】

余白を残し、当該欄において用紙上で自治体ごとに自由に項目を設定できることとする。 ※利用想定 国保・介護などの資格異動届において、1枚目の届け出だけでは足りない事項を届出させる場合等

後続業務連携用(改ページ:6人以上世帯員がいるケース)

(あて先) 千代田区長

No.	異動する(した)人の氏名	生年月日 性別
No.	英勤する(した)人の氏石	住民票コード
フリ ガナ	タナカ タイチ	平成12年 5 月 10 日 男
6	田中 太一	5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
フリ カナ	タナカ ナツミ	平成21年2月28日女
7	田中 夏美	6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
フリ カ [*] ナ		年 月 日
8		
フリ カナ		年 月 日
9		
フリ カナ		年 月 日
10		

【新様式のポイント④】

後続業務連携用の様式においては、用途も自治体ごとに設定できることとする。

【新様式のポイント⑤】

余白を残し、当該欄において用紙上で自治体ごとに自由に項目を設定できることとする。 ※利用想定 国保・介護などの資格異動届において、1枚目の届け出だけでは足りない事項を届出させる場合等

6